

にいがた防災交流プラットフォーム設置要綱

(目的)

第1条 新潟県における防災対策の効果的な推進が図られるよう、防災対策に関わる多様な主体間同士の交流・連携を促進するため、にいがた防災交流プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）を設置する。

(活動内容)

第2条 プラットフォームは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 防災対策の効果的な推進を図るための関係者間の交流・連携強化に関する活動
- (2) 防災対策に関する取組等の情報共有、情報発信
- (3) その他プラットフォームの目的を達成するために必要な活動

(プラットフォームへの参画)

第3条 プラットフォームへの参画は、参画を希望する団体から新潟県に対して別途定める方法により、申込を行うものとする。

2 新潟県は、申込内容について次の各号に掲げる事項等を確認し、参画が適当であると認める場合に、会員としてプラットフォームへの参画を認める。

- (1) 新潟県内において、防災対策に関する活動を現に行っている、若しくは、今後行おうとしている、又は、防災対策に関心を有する団体であること
- (2) 宗教的又は政治的活動を目的とした団体でないこと
- (3) 暴力団等反社会的勢力と関係がないこと
- (4) 公序良俗に反する行為や違反行為がないこと

(プラットフォームからの退会・除名)

第4条 プラットフォームを退会しようとする会員は、退会の意思を書面により新潟県に届け出ることで任意に退会することができる。

2 新潟県は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、除名することができる。

- (1) 1年以上連絡がとれない場合
- (2) 本要綱に違反又はプラットフォームの信用を著しく害したとき
- (3) 会員が解散又は事業を停止したとき
- (4) 暴力団等反社会的勢力と関係があることが判明したとき
- (5) その他プラットフォームの活動に当たり、重大な支障が生じると認められたとき

(幹事会の設置)

第5条 プラットフォームの活動について意見・助言するため、幹事会を設置する。

2 幹事は、産学民の各分野から事務局が選任する。

(幹事会の役割)

第6条 幹事会は、次の事項について意見・助言するものとする。

- (1) プラットフォームの運営に関すること
- (2) 第2条に掲げる活動内容に関すること

(幹事会の開催)

第7条 幹事会は、原則として年1回開催することとし、その他、必要に応じて開催する

ことができるものとする。

- 2 幹事会は、事務局が招集する。
- 3 幹事会の進行は、事務局が行うものとする。
- 4 幹事会には、必要に応じて幹事以外の者の出席を求めることができる。
- 5 特に必要があると認めるときは、書面により幹事会を開催できるものとする。

(事務局)

第8条 プラットフォームの事務局を新潟県防災局防災企画課に置く。

(その他)

第9条 本要綱に定めがあるもののほか、プラットフォームの活動等に関し必要な事項は、別に定める。

附則

本要綱は、令和8年9月7日より施行する。